

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件四件

○計量器の定期検査を実施する件

○県営土地改良事業計画を定めた件三件

○土地取用法により事業の認定をした件

○道路の区域を変更する件二件

○道路の供用を開始する件

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

○都市計画を変更した件

### 公 告

○医療計画を定めた件

○肥料の登録が失効した件

○福島県企業局

○落札者を決定した件

○福島県教育委員会

○福島県指定重要文化財として指定する件

○福島県指定重要文化財として指定する件

## 規 則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第四十七号

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十一号中「第二条第二項第八号の三」を「第二条第二項第八号の四」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「第二条第二項第八号の二」を「第二条第二項第八号の三」に改め、同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 雇用対策法施行規則第二条第二項第八号の二に規定する父子家庭の父である求職者

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（雇用労政課）

## 告 示

### 福島県告示第二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年四月五日から同年八月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社サンデー

代表取締役 宮下 直行

（変更後）株式会社サンデー

代表取締役 川村 暢朗

三 変更した年月日

平成二十五年三月二十二日

四 届出年月日

平成二十五年三月二十七日

五 届出をした者

株式会社サンデー

町	右に掲げる市の 右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	午後三時三〇分まで	五月二一日 午前九時三〇分から 午前一時三〇分ま で	伊達ふれあいセ ンター
		午後三時三〇分まで	五月二二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	保原体育館
		五月二三日から六月二 一日まで(土曜日及び 日曜日を除く。)		福島県計量検定 所
		午前一〇時から 午後三時まで		

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町(山木屋地区を除く。)	非自動ばかり、分銅及びおもり	一〇月一日から二二 〇日まで(土曜日、日曜 日、一〇月一四日及び一 月四日を除く。)

(計量検定所)

**福島県告示第二百六十三号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、野尻地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年四月八日から

- 三 縦覧の場所  
昭和村役場
- 同 月三十日まで (二十三日間)

(農村計画課)

**福島県告示第二百六十四号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、和田地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年四月八日から  
月三十日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所  
相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第二百六十五号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、金沢・北原地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年四月八日から  
月三十日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

**福島県告示第二百六十六号**

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。第二十条の規定

により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。  
平成二十五年四月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 起業者の名称  
古殿町
- 二 事業の種類  
越代のサクラ公園駐車場整備工事
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地  
1 収用の部分 福島県石川郡古殿町大字大久田字越代 地内  
2 使用の部分 福島県石川郡古殿町大字大久田字越代 地内
- 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性  
越代のサクラ公園駐車場整備工事（以下「本件事業」という。）は、法第三十三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場、その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
- 2 法第二十条第二号の要件への適合性  
起業者は、平成二十三年より本件事業に着手し、平成二十五年度に用地買収及び工事を行うこととしており、事業施行に必要な予算措置を講じている。  
したがって、事業遂行の意思と能力があるものと認められることから、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
- 3 法第二十条第三号の要件への適合性  
得られる公共の利益

(一) 県道三株下市萱小川線沿いに生育する越代のサクラは、樹齢四百年を超えるヤマザクラの大木であり、県の天然記念物に指定されているほか、林野庁「森の巨人たち百選」にも選ばれているサクラである。開花時期には、地元有志により、越代のサクラ祭りが開催され、よさこい踊りややぶさめ太鼓の披露、露店の出店などが行われ、県内外から多くの観光客が訪れている。

現在、越代のサクラ公園周辺には自家用車十四台、観光バス四台分の駐車場しか整備されていないため、サクラの開花時期には駐車場が足りない車両が、路上に駐車するなどして道路の交通環境を悪化させているとともに、地域住民の日常生活においても、路上駐車が支障となり、安全かつ快適な生活が阻害されている状況である。

また、起業地周辺は、古殿町に近接する母畑温泉・猫啼温泉などの宿泊施設といわき市の各種観光施設の中間地点となっており、起業者においては地域間交流の重要な施設として位置付けている。しかし、観光業者からの聞き取りによると、駐車スペースがない場合、観光バスが路上駐車及び路上待機となり、十分な観覧・

散策時間が取れない上に、安全面においても不安であるため、観光コースから除外することが多いとの意見があった。

このような状況の中、新たに乗用車百七十台分の駐車場が整備されることから、本件事業の施行により、路上駐車が解消され、円滑な自動車交通及び観覧者の安全な通行を確保し、交通事故の低減を図り、合わせて地域住民における自動車交通の円滑化に寄与するものとなる。

また、駐車場が整備されることにより、従来の大型車の駐車スペースが利用可能となるため、観光施設としての付加価値を高め、地域間交流の重要な施設としての機能に寄与するものである。  
したがって、事業施行によって得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

#### (二) 失われる利益

起業者が、希少野生動植物の生息及び生育の情報について、福島県環境共生総室自然保護課に照会したところ、起業地周辺において希少野生動植物は確認されていない。

また、起業地内における埋蔵文化財の有無について、古殿町教育委員会に照会したところ、埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。  
したがって、事業施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (三) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、越代のサクラ周辺の二箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、社会的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、新たに整備する駐車場の規模については、サクラの開花時期に訪れる観光客数を勘案の上、決定したものであり、合理的であると認められる。  
以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性

##### (一) 事業を早期に施行する必要性

サクラの開花時期には、既存の駐車場が狭隘なため、駐車場に駐車できない車両が路上に駐車するなど、周辺道路の交通環境を悪化させている。このような状況は、観光客の安全な観覧を妨げるとともに、地域住民の生活に支障となり、早急に改善する必要があると認められる。

また、地元団体等から駐車場整備について要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。  
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであり、水路敷の部分のみを使用の範囲としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。  
 結論  
 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。  
 五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
 古殿町役場産業振興課  
 (土木総務課用地室)

福島県告示第二百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年度四月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年度四月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 本郷線	河沼郡会津坂下町大字 福原字高松一三九番地 先から 同 郡同 町大字 福原字家東六一番地先 まで	変更前	一一・〇	二二二・〇
		変更後	一六・五 三五・〇	二二二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年度四月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年度四月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 本郷線	河沼郡会津坂下町大字 福原字高松一三九番地 先から 同 郡同 町大字 福原字家東六一番地先 まで	変更前	一六・五	二二二・〇
		変更後	一一・五 三〇・〇	二二二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年度四月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十五年度四月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道会津坂下会津本郷線	河沼郡会津坂下町大字福原字高松一三九番地先から 同 郡同 町大字福原字家東六一番地先まで	平成二十五年度四月五日

(道路計画課)

福島県告示第二百七十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
 平成二十五年度四月五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八四四番二地先から同市字三丁目四八六四番イ地先までの上り線 喜多方市字三丁目四七九一番地先から同市字三丁目四七七番四地先までの下り線

(道路計画課)